

會津稽古堂 研修室等の利用を希望される皆さまへ

會津稽古堂研修室・和室・各スタジオは公民館施設となります。

社会教育法より（抜粋）

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。

二～五 省略

六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

よって、団体・法人の形態、利用内容、参加対象、周知方法などの詳細をお聞きしたうえで、利用許可の判断をさせていただきます。

會津稽古堂研修室等を利用希望の際は、公民館設置の目的および運営方針をご理解いただき、お問合せくださいますようお願いいたします。

会津若松市生涯学習総合センター【會津稽古堂】

965-0871 会津若松市栄町3-50

電話 (0242) 22-4700

(平成25年4月1日作成)